

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（固定資産税の課税標準の特例）

43 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄